

鎌倉府と寺社

— 鎌倉府の所領政策の一齣 —

鎌倉学園高校

風間 洋

一 はじめに

日本史の授業で鎌倉時代の説明が終わってしまったと、その後に鎌倉の歴史は授業で触れることはほとんど無い。このため、都市鎌倉自体が衰退して無くなってしまったかのようなイメージを抱いているのは生徒ばかりではないであろう。事実、一般書やガイドブック等も鎌倉時代の鎌倉の説明を対象とするものは殆どであり、それ以降の鎌倉を対象とするものが極めて少ないのが現状である。

しかしながら、南北朝・室町時代に至っても鎌倉はその政治的生命が失われた訳では無かった。鎌倉府という東国十カ国を統治する機関が設置され、その長官の鎌倉公方は室町將軍に匹敵する権限を約百二十年余りも行使する。鎌倉幕府滅亡後も依然として鎌倉は、東国の政庁で有り続けたのである。近年こうした反省から、徐々に室町時代の鎌倉府や都市鎌倉を描こうという試みがなされており、事実本稿もこれらの先学の成果に導かれていられることをお断りしておきたい。

又もう一つの課題として、中世の鎌倉を授業で採り上げるときには、どうしても幕府に仕える武士の動きが中心に語られることとなり、商業地区に集う庶民や寺院の僧侶たちの生活実態というのとはな

おざりにされてきた。特に禅宗僧侶たちに関しては、授業においても「座禅を主とする修行」、「五山文学」などの文化史で簡単に扱う程度である。日本史を学ぶ生徒にとっては、イメージがつかみにくい、最も悩ましい存在の一つではないだろうか。こうした自らの反省に基づいて、室町時代の鎌倉寺院を説明して行きたい。

今回はそのささやかな試みとして、寺社領に着目し、鎌倉幕府という保護者を失った鎌倉寺院が、その経営を維持するため、新たな鎌倉府権力の支配下でどのように活動していたのか、その一端をうかがいたいと思う。なお、鎌倉の中心に鎮座する鶴岡八幡宮は、現在は神社であるが、当時は八幡宮寺であって、神職よりも僧侶が多数を占める神仏習合の寺院であった。そこでここでは大きな枠組みで「鎌倉寺院」として考えて行きたい。なお本報告の末尾に係地図を付した。適宜参照していただきたい。

一 鎌倉府と寺社

一三三三（元弘三）年五月二十二日、鎌倉は新田義貞軍の攻撃を受け、北条高時以下一族は東勝寺で自害、百五十年余りに及んだ鎌倉幕府はここに滅亡した。この新田軍の攻撃によって鎌倉の由比ガ浜・材木座海岸から大町一帯の商業地帯は甚大な被害を受けたが、鶴岡八幡宮寺や建長寺・円覚寺など北鎌倉の寺院群は幸いにその焼亡を免れたようである。

ちなみに鎌倉時代末期の一三二三（元亨三）年十月、円覚寺で催された北条貞時十三年忌法要の史料（『神奈川県史』史料編2 二 三六四号）においては、建長寺の僧侶は三八八人、円覚寺のそれは三五〇人を数えているが、更に半世紀を下った南北朝末期の一三

八三（永徳三）年、円覚寺黄梅院における夢窓疎石の三十三年忌法要に参加した円覚寺の「大衆（僧侶）」は、一一四五人という驚くべき人員を擁していたことが解る（『神奈川県史』資料編3 四九三三号、以下同書からの引用史料は、『神』〇〇号と略す）。南北朝の内乱にあつても、鎌倉禅宗寺院は規模を拡大していたのである。

円覚寺一寺院だけでもこのような規模であつたから、足利氏のよ
うな権力者に師事されるような高僧や名僧から寺院の雑事を行う従
者までを含めると、都市鎌倉に生活する僧侶の総数は、武家や庶民
と比較しても決して引けをとらない相当な数となつたであろう。

しかし、鎌倉幕府の滅亡という事態は、すなわちこれまで鎌倉寺
院の最大の庇護者であつた北条家から経済的な援助が受けられなく
なつたことを意味する。鎌倉の諸寺院は、経営の危機に直面したこ
とであろう。建武新政から室町幕府の成立、と激変する政局に対応
するため、僧侶たちも世俗の世界と無縁では生きて行く訳にはいか
なかつた。新しく東国の支配者となつた鎌倉府の主鎌倉公方足利氏
や、これを補佐する関東管領上杉氏らと如何に対峙して行くかが、
緊急の課題となつたのである。

足利氏と禅宗寺院の結び付きは、夢窓疎石と足利尊氏・直義兄弟
との師弟関係を挙げるまでもなく、足利氏の精神的な拠り所となつ
ていたことは周知の事実であろう。

鎌倉府においても夢窓疎石の弟子の義堂周信は、教科書にも採り
上げられるような五山文学を代表する文化人であるが、初代鎌倉公
方足利基氏に請われて鎌倉に下向して二十年余り滞在中、その親交
を深めている。又、基氏子息の二代公方氏満は、幼少のころから義
堂より帝王教育を受けており、成人後も鎌倉府の諸行事に義堂が随

行することが史料に散見される。公方以外にも関東管領上杉氏や政
所執事であつた二階堂氏等、鎌倉府関係者にも教えを請うものが多
数存在した。当然その影響は、武士の私生活だけでなく、鎌倉府の
諸政策（特に宗教政策）にまで深く影響を与えたことは容易に想像
できよう。

こうした鎌倉府と鎌倉寺院との密接な関係は、戦乱を経て室町期
の安定期を迎えると、儀礼の面にも表れてくる。

室町幕府が一三四二（康永元）年、中国の南宋の制度に倣つて禅
宗寺院の寺格を定め、鎌倉でも五山として、建長寺・円覚寺・寿福
寺・浄智寺・浄妙寺が建立されたことは周知のことである。では、
具体的に鎌倉府の支配下で各寺院がどのように位置付けられたので
あろうか。

鎌倉府が最も繁栄した時期の儀礼作法や年間の定例行事を記した
という史料に、『殿中以下年中行事（鎌倉年中行事）』という故実
書がある。この中に鎌倉府の定例行事、特に正月初めの公方との対
面儀式の中に多数の鎌倉寺院が登場している。

ここに登場する寺社が一定の序列に従つて、公方との対面や参詣
が行われていたことが分かる。鶴岡八幡宮寺がその筆頭で、鎌倉時
代以来、東国武士の精神的な支柱となつていた同社寺は、室町期に
あつても変わらぬ崇敬を受けていた。ちなみに二月の日取りには、
今度は公方が八幡宮寺に参詣する事になつていた。

続く地位を与えられている勝長寿院は、源頼朝が父義朝の菩提を
弔うために建立した源氏ゆかりの寺院であるが、今は廃絶して詳細
をうかがうことはできない。

鎌倉府の武運長久や繁栄を祈る祈祷僧が参内したのに続いて、十

六日には建長寺・円覚寺以下の禅宗寺院が多数参内しているのが注目される。更に二月に入ると公方は浄妙寺（中興開祖足利貞氏）や長寿寺（足利尊氏開祖説）、瑞泉寺（初代公方基氏墓所）、永安寺（二代公方氏満墓所）、勝光院（三代満兼墓所）など所縁の禅宗寺院に赴いて焼香する。七月十五日には建長寺施餓鬼を聴聞し、二十四日には同寺の開山忌も聴聞することになっている。

このように見てくると、鎌倉府の主な保護対象は八幡宮寺と禅宗寺院であり、それ以外の日蓮宗などの宗派は基本的に除外されていたと考えて良いであろう。歴代の鎌倉公方はこれらの寺院の経済的保護の一環として、所領を鶴岡八幡宮寺や建長寺・円覚寺に寄進していくのである。

三 鎌倉府の寄進政策

前節でみたように、当時の鎌倉府内部において、公方をはじめとする禅宗への傾倒が並々ならぬものであったことは諸史料より明らかであろう。

だが、公方足利氏の禅宗信仰への崇拜、と言う一側面だけで所領寄進などの経済的保護を説明してしまつて良いであろうか。周知のとおり南北朝から室町期にかけて、守護や在地領主ら武家による寺社の所領への侵食は激しく、この状況下で公方が自己の所領から数多くの所領を寺院へ寄進することはむしろ危険であつて、有名無実化しかねない。寺社への寄進行為をもう少し別の側面より理解する必要が有るのではないだろうか。

この疑問に対して、一つの解答を与えてくれるのが、「仏陀施入之地不可悔返（通称仏陀法）」である。これを紹介された笠松宏至

氏によれば、「中世の法慣習として、一度仏領・神領となつた所領は、以後人給には決して戻されることは無い」というもので、厳然たる実効力をもつていたという。

近年、これを受ける形で海津一朗氏は、鎌倉時代の北条得宗権力が、没収した他の御家人の所領を得宗家が尊崇する鎌倉寺社領に積極的に寄進していた意図を説明されておられる。すなわち、得宗権力の寺社への寄進行為が、得宗に領地を奪われた側〓御家人・在地領主の「旧領回復運動の動きを封ずることにあつた」というもので、誠に魅力ある説明といえるだろう。この「通称仏陀法」の論理は、鎌倉公方の禅宗寺院への所領寄進行為にも当てはめることはできないであろうか。鶴岡八幡宮寺の例でみてみたい。

一三八二（永徳二）年二月、二代公方氏満は、これまでの久良郡久友郷（現在の横浜市の一部）の替わりとして、下河辺荘高柳郷（現在の栗橋町あたり）を鶴岡八幡宮寺に寄附した（『神』四八八五号）。ここには公方氏満の所領政策の経過が如実に表されている。まず、武蔵国久良郡であるが、これは鎌倉幕府打倒に功績のあつた足利尊氏が、建武新政権より恩賞地として拝領したものであることが判明している。その久良郡中の久友郷は一三六五（貞治四）年七月の將軍足利義詮の書状（『神』四五四七号）には「故御所（〓尊氏）一圓御寄附」とあることから、それ以前に鶴岡八幡宮寺に給付されていたのであろう。そして、今回その代替地として寄附された下河辺荘一帯は、一三八一（永徳元）年十二月、下野の大豪族小山義政が、公方に反旗を翻したためにこれを討伐した結果に生じた没収地であつた。

先学によると、当時東国の集権的支配を目指す公方足利氏満は、

常陸の小田氏や大塚氏、下野宇都宮氏など、鎌倉時代以来関東各地に蟠踞する伝統的豪族と激しく対立していた。中でも下野南部から武蔵中央部にまで広く所領支配を展開する小山氏は氏満にとつて最大の障害であり、ついに一三八〇（康暦二）年、小山義政が居城の鷲城・祇園城等に立籠もつて鎌倉府に叛乱を起こすと、氏満は関東八カ国の武士を招集し、討伐の軍を起したのであった。

問題は、この寄進行為の意図であるが、小山氏討伐の成就を八幡宮寺に感謝する信仰心から出されたもの、とみることも正しいであろう。だが、先に紹介したいいわゆる「通称仏陀法」に拠るならば、小山氏の旧領回復への途を閉ざすものであり、同時に鎌倉府の下総下河辺荘への勢力浸透を狙う極めて政治色の強いものであった、と評価することも可能ではなからうか。この小山義政の叛乱によつて所領の寄進を受けたのは、鶴岡八幡宮寺のほか、義堂周信や祈禱僧頼印など、多くの鎌倉寺院・僧侶に及んだのである。公方の新たな占領地に鎌倉寺社の所領を混入させ、在地の地侍・国人の押領行為を宗教の法理で封じようとするこの政策は、鎌倉時代の北条得宗家のそれを継承していることをうかがわせる。

だが、新たな占領地を鎌倉寺社へ分配して事が済んでしまうほど実態は単純では無かった。寄進以後は、寺社の所領に対して鎌倉府が何らの影響力も残さなかった、と考える方が不自然であろう。

やはり小山義政の叛乱直後の一三八三（永徳三）年正月二十六日、公方氏満は小山氏に与同した武士である高橋三郎の没収地下野国大内庄内東田井郷（現在の益子町）・高橋郷（現在の芳賀町）を常陸国の鹿島神宮へ寄進している（『神』四九一五号）。

一三八五（至徳二）年十二月二十日に同地の様子を書き留めた

「東田井郷・高橋郷百姓足分帳案」（『茨城県史料』中世編 一 一六二頁）には、年貢を請け負う東田井郷の百姓七名・高橋郷の百姓十五名の名前と共に「御神領方（鹿島神宮領）」と折半して「御公領方」という表現が記載されている。これはおそらく鎌倉公方の所領を指すものと思われる。つまり、東田井郷・高橋郷は寄進状の文言通りにすべてが鹿島神宮領となつた訳ではなく、半分は鎌倉府の収入として残し置かれていたのである。年貢を納入する側の地侍や百姓としては、神宮領・公方領一体として認識したのであろう。権力機構が宗教権威を巧みに利用して在地支配に臨んだケースである。これは鹿島神宮の例であつたが、鎌倉寺社でも同様な場合があつたのではないだろうか。

一見すると信仰心の篤さを示すような所領寄進の行為の背後には、東国に鎌倉府権力を浸透させようとする公方の巧妙な所領操作が介在していたことを読み取ることができよう。

四 寺社側からの働きかけ

鎌倉時代に北条得宗家によつて積極的に寄進された鎌倉寺院の所領は、全国各地に散在していたが、六十余年続いた南北朝の内乱の中で遠方にあつた寺領は、在地武士によつて横領され、その経営は困難であつたと思われる。円覚寺もその例外ではなかった。

円覚寺開基北条時宗の墓堂がある円覚寺仏日庵の僧侶法清は、一三六三（貞治二）年四月、庵内に伝えられた絵画や墨跡・青磁などの寺宝の目録を作成した。これが「円覚寺仏日庵公物目録」（『神』四四五一号）である。これを一覽するだけでも、鎌倉時代に円覚寺が、寄贈を受けたり買い求めた調度品・美術品の数の多さ

に圧倒され、往時の繁栄を偲ぶことができよう。当目録は、同寺が中国文化の発信基地となっていたことがわかる文化史的にも貴重な史料となっている。

現在、この公物の大部分が円覚寺の手元を離れてしまっているが、この目録にはその経緯が細かく書き込まれているのである。

一三六五（貞治四）年二月、「墨梅絵画四舗」は越前山本荘（現在の福井県鯖江市）のために越前の守護大名斯波高経に贈られた、との注記がある。山本荘は鎌倉後期の一二八六（弘安九）年二月に寄進を受けていたらしい。詳細が記されていないが、恐らくこの時期に横領されていたのであろう。

また、「山水図一對」は一三六三（貞治二）年二月に尾張国富田荘（現在の愛知県名古屋市中川区あたり）が横領を受けていたため、「秘計」をもって尾張の守護大名である土岐直氏に届けられている。富田荘は一二八三（弘安六）年に北条時宗から寄進を受けた寺領の中でも屈指の所領であった。

遠隔地の所領を維持するにはどうしても管轄国の守護大名の援助が必要であった。訴訟を有利にするためには一種の買収行為＝「秘計」という形で、寺宝を手放さなくてはならなかったのである。

また、訴訟目的でなくとも、普段から権力者に対して相応の接待が必要であったらしい。この目録の「被進方々佛日庵繪以下事」という項目の注記によると、「四聖之繪」や「犀皮圓盆一對」など五品の品物が、一三五二（観應三）年四月十八日の「長寿寺殿入御之時、依御引出物不足、被進副之」とある。足利尊氏が円覚寺を訪問したときに引き出物が不足していたのであろう、寺宝の中から五品目が追加して献上されたのである。また將軍家（＝足利義詮）の

「御所望」により、観音像など二品の寺宝が進呈されている。

ちなみに鎌倉府の關係者では、初代鎌倉公方の足利基氏やその有力家臣である高師有や上杉左馬助が寺宝の数々を受け取っている。中でも円覚寺の寺務や訴訟を公方へ取り次いでいた依田淨昌という奉行人が、胡銅花瓶一双や香炉、花梨木茶桶一對など鎌倉府の重臣に劣らないほどの高価な品々を受けとっていることが注目される。

足利氏の保護を受けて順調な繁栄を遂げていたとされる円覚寺のような大寺院でも、その寺領維持のために時の権力者の後ろ盾が必要であった。もちろんそれには相応の「見返り」が必要だったのである。

だが、このような体裁をも構わない寺院から武家政権への熱心な政治運動にもかかわらず、実際は寺社領への横領は止むことが無かった。先に掲げた越前山本荘はついに一三八四（至徳元）年を最後に円覚寺の記録から姿を消す。また、円覚寺が最も支配に固執した尾張国富田荘は、その後も地侍や国人領主の侵略が続き、更には守護である土岐一族までも加担した。「秘計」をもってしても事態は一向に好転しなかったのである。

一四〇一（応永三）年六月、ついに円覚寺は富田荘支配を一年に限って室町幕府政所執事伊勢氏の所領である上総国堀代郷など三ヶ郷（千葉県木更津市あたりカ）と相博（交換）をせざるを得なくなった（『神』五一六二号）。これは寺家よりの堅い「御所望」の結果であり、以後の支配については追って相談する、という不確定な取り決めであった。結局同八年十月、当地の支配を放棄し、伊勢氏の所領と「永代」交換が確定するのである。

このように南北朝の内乱で鎌倉時代に寄進を受けた遠隔地の所領

が次々と経営できなくなり、寺院経営は危機を迎えた。当然、鎌倉府から寄進される近隣の所領が寺院の財政基盤を支える比重として高くなっていくようになり、寺院から積極的に鎌倉府権力に一体化を目指そうとする動きが出るのは当然の結果であろう。

五 世俗で活躍する寺院

鎌倉府の保護が格別手厚い円覚寺のような大寺院でも所領支配に苦慮していたのである。それほど規模の大きくない寺社の経営は、さらに大変なものであったに違いない。

金沢文庫で名高い称名寺の例を見てみたい。周知のとおり称名寺は、北条氏の有力一門金沢北条実時によって建立されて以来、鎌倉時代を通じて同氏から手厚い保護と所領寄進を受けて来た。だが、その金沢北条氏が鎌倉幕府と共に滅亡したため、南北朝・室町時代はその所領経営に苦慮していたようである。一三八〇（康暦二）年八月、称名寺は、遠隔地で経営が困難であった加賀国軽見郷（現在の石川県小松市あたり）の支配を断念、先の円覚寺の例で見たと同様、室町幕府問注所の町野長康との相博（交換）によって、上総国佐貫郷（現在の千葉県富津市）を手に入れている（『神』四八五〇号）。同寺は一三八三（永徳三）年ごろに佐貫郷南方の年貢の内訳を記した「用途注文」を作成している（『神』四九二九号）。その年貢の内訳の一つに「公方沙汰分十貫（正税）」という記載が見える。おそらく同地の収入の中で、鎌倉公方へ納める年貢があったのだろう。

この注文を検討された福島金治氏は、称名寺の役割を「佐貫郷内の公方用途を請け負い」「公方年貢の徴収・納入の担当者として位

置付けられていた」と評価している。

中世後期になると、現地に下って現地の地侍や農民と交渉したり、年貢・公事を徴収して領主へ運送の手配をしたり、所領関係の訴訟の手続きにあたる、という「雑掌」という役職の中に僧侶の進出が著しいことは知られている。福島氏の指摘のように年貢徴収の能力が、鎌倉寺社にあるのであれば、公方側もまたその能力に注目した可能性は十分に考えられよう。

京都の室町幕府にあつては、経理に明るい禅宗寺院の東班衆という組織が、積極的に現地の雑掌として年貢徴収に携わっており、室町將軍家の財政に深く関与していたことは広く周知のこととなっている。鎌倉府の財政の詳細を知ることのできる史料は現在のところ確認されていないが、鎌倉寺院が室町幕府の場合と同様、公方財政を支えるような側面もありえたのではないだろうか。

一四二四（応永三十一）年十二月、称名寺の雑掌だった僧侶光源は、鎌倉時代の正和四年（一三一五）以来、寺の所領であった下総国殖生荘内山口郷並びに南栖立村（現在千葉県成田市あたり）が、近年地元の荘官との紛争により支配が困難な様子を訴え、鎌倉公方の「御裁許」によって改めて安堵を賜りたい、との旨を申し出た（『神』五七三四号）。

ここで注目したいのは、光源が「政所方御料所」として寺に預けていた点であり、と主張している点である。「御料所」と「御」の字を付していることから、この「政所御料所」とは、鎌倉府財政を司る政所の所領を指すものと思われる。とすれば、光源は鎌倉時代以来の称名寺所領を鎌倉府の御料所に編入したうえで、改めて自身にその管理を任せて欲しい、と訴えていることになる。在地領主の

寺領侵略に対し、鎌倉府の權威を利用してそれを排除しようとする光源の積極的意図がうかがえよう。

このように僧侶の積極的な経済活動は、鎌倉府権力と寺院が一体化することでその繁栄を築いてきたのであるが、それは鎌倉府の支配が東国に強固に浸透している限りにおいて保障される、という危ういものであった。

おわりに

一四三八（永享十）年に鎌倉公方足利持氏が滅亡（＝永享の乱）、約一世紀にわたる鎌倉府の東国支配が崩壊すると、鎌倉寺院の所領群は「不知行」となるものが続出する。永享の乱に引き続き、十五世紀後半には享徳の乱が勃発、関東は応仁・文明の乱に先んじて一足早く戦国の動乱に突入していくのである。今後は本格的な戦国時代に突入するにあたって、鎌倉寺院がどのように対処して行くのか、機会を改めて考察していきたい。

〔付記〕

本報告の成果は、改めて史料などを掲げ、『神奈川の歴史を読む』（山川出版社 二〇〇七年）にてまとめさせていただいた。参照していただければ幸いである。

《おもな史料集・参考文献》

- 茨城県史編纂中世部会編『茨城県史料』中世編一、一九七〇年
今谷 明『戦国期の室町幕府』角川書店、一九七五年
海津一朗『中世の変革と徳政』吉川弘文館、一九九四年

笠松宏至『日本中世法史論』東大出版会、一九七九年

蔭木英雄『訓注空華日用工夫略集』、思文閣出版、一九八二年

神奈川県企画調査部県史編集室編

『神奈川県史 資料編3上・下』、一九七五年

神奈川県企画調査部県史編集室編

『神奈川県史 通史編1』、一九八一年

鎌倉市史編纂委員会編

『鎌倉市史 総説編』吉川弘文館、一九五九年

鎌倉市史編纂委員会編

『鎌倉市史 社寺編』吉川弘文館、一九五九年

佐藤博信「『殿中以下年中行事』に関する一考察」

『民衆史研究』一〇号、一九七二年

田辺久子『乱世の鎌倉』かまくら春秋社、一九九〇年

田辺久子『関東公方足利四代』吉川弘文館、二〇〇二年

貫 達人『鶴岡八幡宮寺』有隣堂、一九九六年

福島金治『金沢北条氏と称名寺』吉川弘文館、一九九七年

松尾剛次『中都市鎌倉の風景』吉川弘文館、一九九三年

松尾剛次『中都市鎌倉を歩く』中公新書、一九九七年

峰岸純夫『中世の東国 地域と権力』東大出版会、一九八九年

山田邦明『鎌倉府と関東』校倉書房、一九九五年

山田邦明「室町時代の鎌倉」五味文彦編『中世を考える 都市の

中世』所収 吉川弘文館、一九九二年

渡辺世祐『関東中心足利時代の研究』新人物往来社、一九七一年

《参考》 鎌倉府体制下の関東

